

令和5年10月17日

地域住民のみなさまへ

沖縄県 北部土木事務所長 上原 智泰

土砂災害警戒区域の指定について（周知）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび沖縄県北部土木事務所では、名護市において、土砂災害防止法に基づく基礎調査（地形調査等）を行い、土砂災害警戒区域を指定することになりました。

土砂災害特別警戒区域等の指定は、土砂災害のおそれのある区域をお知らせするもので、沖縄県及び市町村で、何か対策工事を行うというものではありません。

記

1 区域の指定について（伊是名村内一箇所）

- （1）箇所名 : 仲田川（仮名）
- （2）場所 : 伊是名村字仲田、字伊是名

2 土砂災害（特別）警戒区域とは

がけ崩れ、土石流、地すべりから住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うものです。

3 区域等の確認について（下記の期間に公民館または村役場で閲覧してください。）

- （1）閲覧できる期間 : 令和5年11月1日（火）～令和5年11月30日まで
- （2）閲覧場所 : 北部土木事務所、伊是名村役場、仲田及び伊是名区の公民館

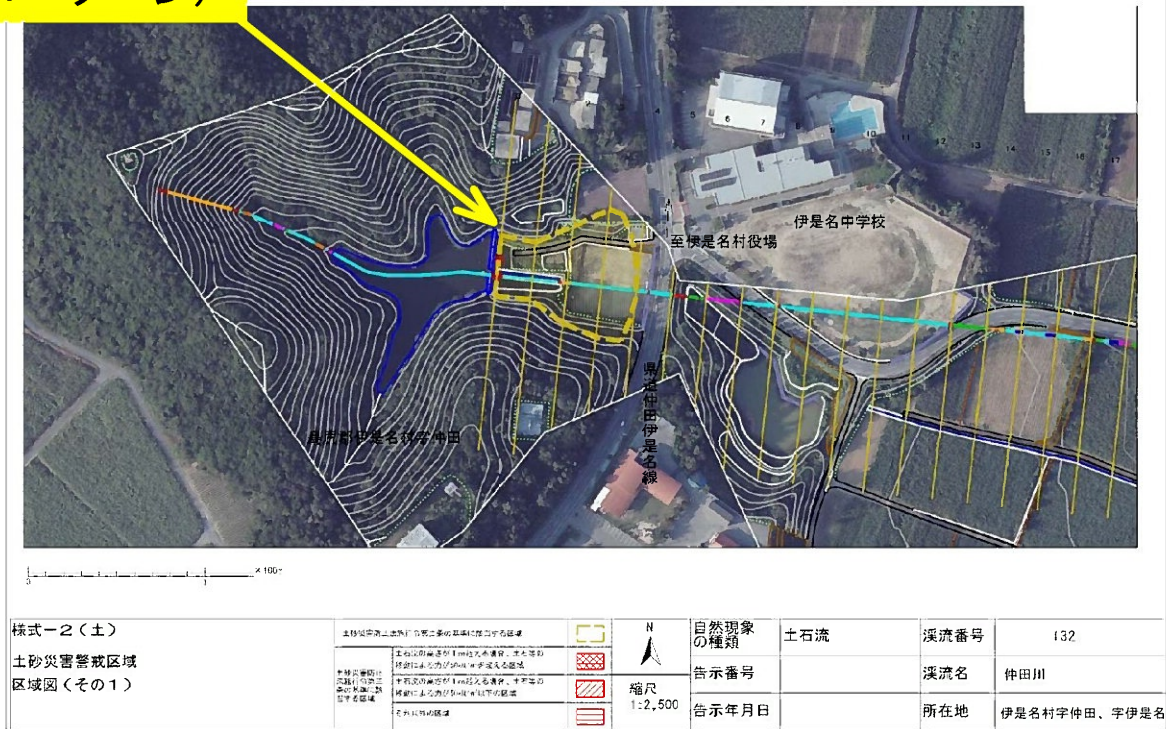
沖縄県 北部土木事務所 計画調査班

電話番号：0980-53-2958 FAX 番号：0980-53-0672

ご不明な点があれば、お問い合わせください。

指定予定箇所の区域図面

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)



※今回の指定予定区域はイエローゾーンのみ

○土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されると、

市町村には市町村防災計画への記載、土砂災害ハザードマップによる周知の義務が課される。また、要配慮者施設管理者には、施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務が課されます。

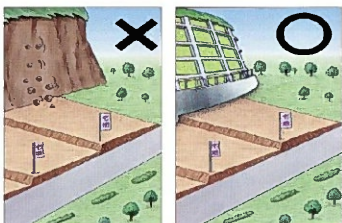
○土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されると

イエローゾーンの施策に加え、下記の規制等の措置がなされます。

1) 特定開発行為の許可制

・宅地分譲・社会福祉施設などの建築のための開発行為は許可制となり、

土砂災害防止対策がなされているか県が審査する。



2) 建築物の構造規制

・居室のある建築物の構造が土石等の力に対して安全かを審査する。



3) 建築物の移転勧告

・著しい危害が生ずるおそれ大きいと認める建物の居住者に、移転等の勧告がなされる場合がある。

- * 1 移転勧告は明らかに危害が急迫している場合に行う。強制ではない。
- * 2 被移転勧告者へ沖縄振興開発金融公庫の融資がある。(融資金利の優遇措置あり)

